

第4章 計画の推進体制

1 施策の推進

施策・事業の実施にあたって、障害のある人と家族のニーズを的確に把握しながら、重要性・緊急性を勘案の上、実施に努めるとともに、計画を全庁的に推進するため、関係各課及び施策間の調整・連携を図ります。

また、障害種別の特性に応じた福祉サービスの提供を行う上で、各種団体・関係機関との緊密な連携が必要なことから、定期的な情報提供や情報交換を行います。

2 進捗状況の点検・評価

施策・事業の進捗状況については、「松原市障害者施策推進協議会」及び「松原市地域自立支援協議会」において定期的に(年1回程度)報告し、点検・評価や課題の検討を行います。さらに、協議会からの意見・提言を踏まえて、新たな施策立案や施策・事業の見直し等、施策展開を図ります。

3 計画の周知と協働の推進

本計画の推進は、行政だけでなく市民、各種団体、事業者、関係機関等の連携・協力が不可欠です。そのため、それぞれが本計画の意義を十分理解し、実現に向けて主体的に行動できるよう、計画の考え方や取組内容、進捗状況について広く周知を図ります。

その上で、関係機関や事業者、団体等と連携を図りながら、それぞれの主体の特性を生かした効果的な協働を推進し、計画の実現を目指します。

4 国や大阪府、近隣市との連携

本計画の推進にあたっては、国及び大阪府と連携を図り、既存の社会資源の有効活用や民間活力の導入を推進します。広域での対応が不可欠な施策の推進にあたっては、大阪府及び近隣市との協力・調整・連携を図り、有効な対策を講じていきます。

また、法制度に関する問題点が生じた場合には、大阪府を通じて、国に対し適宜必要と思われる提言や要望を行っていきます。